

資料 1

令和 6 年 8 月 2 8 日
総務消防常任委員会
事務局 総務課

第 4 次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況について

令和 5 年度（第三年次）

鳥取県西部広域行政管理組合

目 次

第4次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況について〔令和5年度（第三年次）〕

- 1 第4次行財政改革大綱について 1
- 2 実施計画の令和5年度（第三年次）の進捗状況について 1

取組の柱1 【財政】将来を見据えた財政運営

〔施策1〕 計画的な財政運営

- 1 市町村負担金の平準化及び低減 6
- 2 退職積立基金の計画的な積み立て 8
- 3 基金の効率的な運用・管理 10

〔施策2〕 受益者負担の適正化

- 4 使用料・手数料の適正化 12

〔施策3〕 遊休財産の活用及び売却等の徹底

- 5 老人休養ホームうなばら荘の民間譲渡 14
- 6 旧し尿処理施設（白浜浄化場）の民間譲渡 16
- 7 旧灰溶融施設の跡地等の利活用 18

取組の柱2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営

〔施策1〕 簡素で効率的な行政運営

- 8 効率的かつ持続可能な組織体制への見直し 20
- 9 消防指令・無線システムの効率的な更新 22
- 10 介護・障害認定審査事務の事務体制の検討 24
- 11 デジタル技術活用のための環境・基盤整備 26
- 12 押印の見直し 28

〔施策2〕 民間活力の導入による効果的な行政サービスの提供

- 13 指定管理者導入施設における更なる住民サービスの改善・向上 30

〔施策3〕 災害時等の機能維持

- 14 非常時の業務継続体制の強化 32

〔施策4〕 広報機能の強化

- 15 組合事業に関する広報の充実 34
- 16 火災予防広報の拡充 38

取組の柱3 【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成

〔施策1〕 能力を最大限引き出す人材育成

- 17 新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成 40
- 18 人事評価制度の適正な活用 42
- 19 ワーク・ライフ・バランスの実現 44

〔施策2〕 職員倫理、コンプライアンスの強化

- 20 住民から信頼される組織・職員づくり 46
- 21 職員一人ひとりの環境意識の向上 48

第4次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況について

1 第4次行財政改革大綱について

(1) 取組方針 『将来にわたって西部圏域を支えることのできる広域行政組織への変革』

住民生活に不可欠なサービスをより安定的・効果的に提供することで、将来にわたって西部圏域の持続可能性を確かなものとし、また、地方創生を推進するための基盤を維持する責務を果たすことを目的に、行財政改革を進めます。

(2) 取組の柱及び施策

取組の柱		取組の施策
柱1	【財政】将来を見据えた財政運営	[施策1] 計画的な財政運営 [施策2] 受益者負担の適正化 [施策3] 遊休財産の活用及び売却等の徹底
柱2	【組織】効率的かつ柔軟な組織運営	[施策1] 簡素で効率的な行政運営 [施策2] 民間活力の導入による効果的な行政サービスの提供 [施策3] 災害時等の機能維持 [施策4] 広報機能の強化
柱3	【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成	[施策1] 能力を最大限引き出す人材育成 [施策2] 職員倫理、コンプライアンスの強化

(3) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで

2 実施計画の令和5年度（第三年次）の進捗状況について

(1) 年度目標に対する担当課自己評価結果

担当課自己評価	項目数（計21項目）
計画どおり進捗（○）	9項目
計画を下回って進捗（△）	10項目
未着手（×）	0項目
完了（－）	2項目

(2) 取組項目別の担当課自己評価

取組の柱1 【財政】将来を見据えた財政運営		担当課自己評価
[施策1] 計画的な財政運営	1 市町村負担金の平準化及び低減	○
	2 退職積立基金の計画的な積み立て	○
	3 基金の効率的な運用・管理	△
[施策2] 受益者負担の適正化	4 使用料・手数料の適正化	△
[施策3] 遊休財産の活用及び売却等の徹底	5 老人休養ホームうなばら荘の民間譲渡	－（完了）
	6 旧し尿処理施設（白浜浄化場）の民間譲渡	－（完了）
	7 旧灰溶融施設の跡地等の利活用	○

取組の柱 2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営		担当課 自己評価
【施策 1】簡素で効率的な行政運営	8 効率的かつ持続可能な組織体制への見直し	△
	9 消防指令・無線システムの効率的な更新	○
	10 介護・障害認定審査事務の事務体制の検討	△
	11 デジタル技術活用のための環境・基盤整備	○
	12 押印の見直し	○
【施策 2】民間活力の導入による効果的な行政サービスの提供	13 指定管理者導入施設における更なる住民サービスの改善・向上	○
【施策 3】災害時等の機能維持	14 非常時の業務継続体制の強化	△
【施策 4】広報機能の強化	15 組合事業に関する広報の充実	○
	16 火災予防広報の拡充	○
取組の柱 3 【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成		担当課 自己評価
【施策 1】能力を最大限引き出す人材育成	17 新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成	△
	18 人事評価制度の適正な活用	△
	19 ワーク・ライフ・バランスの実現	△
【施策 2】職員倫理、コンプライアンスの強化	20 住民から信頼される組織・職員づくり	△
	21 職員一人ひとりの環境意識の向上	△
合計 21 項目（○：9 項目、△：10 項目、×：0 項目、－：2 項目）		

【凡例 ○：計画どおり、△：計画を下回って進捗、×：未着手、－：完了】

(3) 評価△の取組項目の今後の対応について

取組項目	(評価) 評価理由	令和6年度の対応
3 基金の効率的な運用・管理	(△) 銀行や証券会社からの情報にて債券運用の検討を行ったが、市町村負担金の納入時期の検討に時間を要し、退職積立基金からの繰替運用額の試算ができなかったことから、基金運用額を定めることができず、基金運用計画の策定に至らなかった。	市町村負担金の納期変更を検討した上で、退職積立基金運用可能額を算出し、基金運用計画を策定する。
4 使用料・手数料の適正化	(△) 使用料・手数料に係る調査の結果、「火葬場使用料」及び「不燃物処理手数料」の見直しの必要性を確認したが、施設の経費の精査・他団体との比較などの作業に時間を要したため、見直しを行うことができなかった。	他団体の使用料等の状況（使用料・手数料算定の基となる経費内容や受益者負担などの積算根拠）を調査し、使用料等の見直し方針を整理する。
8 効率的かつ持続可能な組織体制への見直し	(△) 令和5年度において消防局に係る定員適正化計画を検討するにあたり、近年の消防職員の育児休業取得者増加に伴う欠員対策について検討し、その検討結果を踏まえる必要があったため、令和5年度中に本組合の定員適正化計画を策定することができなかった。	次期一般廃棄物処理施設整備事業に係る事務量の変化への対応、定年延長に伴う任用制度の変化への対応、育児休業取得者の増加に伴う欠員への対応等を踏まえ、本組合の定員適正化計画を策定する。
10 介護・障害認定審査事務の事務体制の検討	(△) 情報セキュリティの向上及び事務の効率化を図るため、本組合と構成市町村を結ぶ閉域情報ネットワークの構築及び当該ネットワークの利用によるデータでの審査資料の受渡しに関する方針を決定したものの、事務体制の見直しには至らなかった。	令和7年度末までに順次運用が開始される予定である標準準拠システム（自治体業務システムの標準化）の動向を見据え、RFI（情報提供依頼）を実施し、業務の効率化、コスト等の比較を行った上で、業務に適したシステムの導入に関する検討を行い、組合の事務体制の見直しを図る。
14 非常時の業務継続体制の強化	(△) 各種BCPの改訂案を作成することができたが、改訂の着手が遅れたため、計画の改訂を踏まえた訓練を実施することができなかった。	BCPの改訂を行った上で（令和6年8月改訂済）、他団体等の実施事例を参考に、非常時を想定した事業継続のための訓練を、令和6年9月を目途に実施する。
17 新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成	(△) 本組合における現状と課題等を踏まえた新たな人材育成基本方針について、「各階層に期待される役割と求められる能力・姿勢」等の検討を行い改定案の作成を進めていたが、改定案の作成に時間を要し、年度内に人材育成基本方針策定委員会を開催することができず、改定に至らなかった。	人材育成基本方針策定委員会を開催し、「各階層に期待される役割と求められる能力・姿勢」及び「人材育成の取組」について検討し、人材育成基本方針を改定する。（令和6年5月改定済）

取組項目	(評価) 評価理由	次年度の対応
18 人事評価制度の適正な活用	(△) 米子市の人事評価制度の改定状況を踏まえ、能力評価の評価項目を見直し、本組合の業務内容に沿った人事評価制度となるようマニュアルの改訂を検討したが、検討に時間を要し、令和5年度中に改訂することができなかった。	令和6年度に改定予定の「鳥取県西部広域行政管理組合職員人材育成基本方針」に掲げる「各階層に求められる能力・姿勢」に基づいて能力評価を行うことで、人事評価制度を人材育成のツールとしてより効果的に活用できるよう、マニュアルを改訂（令和6年6月改訂済）し、適正に活用していく。
19 ワーク・ライフ・バランスの実現	(△) 年次有給休暇の取得率は前年よりわずかに向上したが、目標値には届かなかった。 ① 令和5年の年次有給休暇取得率 56.4%（目標値：80%）（R4：49.9%） ② 令和5年度女性消防吏員の割合 2.7%・8名（目標値：3% 9名） （R4：2.1%・6名）	令和6年度実行計画を策定し、継続的に取組の趣旨を職員に周知する。年次有給休暇取得率向上のため、有給休暇取得計画表を活用した取得促進について適宜掲示板で周知するとともに、各職場において取得目標日数を設定するなど、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気醸成する。 また、育児や介護に係る休暇制度等の周知を図り、休暇制度の正しい知識と理解ある職場づくりに努める。
20 住民から信頼される組織・職員づくり	(△) 指標（到達目標）に掲げる業務改善数及び勉強会・研修会の開催について、各所属における取組を十分に行うことができず、目標値を達成できなかった。 ① コンプライアンス研修の開催 2回（目標：1回） ② 業務改善 14業務（目標：30業務） ③ 新たな勉強会・研修会の開催 0回（目標：4回以上）	WEB ラーニングによる「公務員倫理」、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」、「ハラスメント防止」研修の受講を推進する。 また、各所属に取組推進員を選任することにより、業務改善等の取組の推進及び進捗管理を行うとともに、新たな勉強会・研修会については、内部アンケートを実施し、重要性・要望が多い研修を実施する。
21 職員一人ひとりの環境意識の向上	(△) 各施設における使用量の集計・分析、温室効果ガス排出量等の令和4年度実績の取りまとめに時間を要し、削減目標の達成状況の確認にとどまり、省エネ・地球温暖化対策実行計画推進委員会の実施を踏まえた全職員への周知に至らず、本取組に対する認知度の向上に繋がらなかった。	現在の省エネ・温暖化対策防止実行計画（策定期間：令和2年度～令和6年度）の取組を総括し、令和5年度を基準年度とする新たな実行計画を策定する。 庁内 LAN 掲示板を活用した本取組への周知等を行った上で、アンケート調査等により認知度を確認する。

(4) 取組項目の変更事項について

取組項目	変更事項 [変更理由]
3 基金の効率的な運用・管理	■ スケジュールの見直し（基金運用計画策定 R5→R6） 令和5年度中に運用計画の策定に至らなかったため、策定期期を見直す。
4 使用料・手数料の適正化	■ 指標（到達目標）の見直し（目標の達成度を測る指標 検討率→使用料等の額の適正化） 全ての使用料等の額の適正化を図ることが目標であり、検討することが目標ではないため、指標を見直す。 ■ スケジュールの見直し ・使用料・手数料の改定案の決定→R6 年度 ・審議会条例の制定→R6 年度 ・審議会による見直し案の審議→R7 上半期 料金改定についての審議会の設置を工程に加え、スケジュールを見直す。
8 効率的かつ持続可能な組織体制への見直し	■ スケジュールの見直し（定員適正化計画策定 R5→R6） 令和5年度中の計画策定に至らなかったため、引き続き令和6年度においても検討を行いながら、計画を策定する。
10 介護・障害認定審査事務の事務体制の検討	■ スケジュールの見直し（構成市町村との協議時期 R5→R5～R6） 業務のシステム化による事務体制の見直しの検討に至らなかったため、令和6年度においても検討を行いながら、構成市町村担当課との協議を行う。
17 新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成	■ スケジュールの見直し（基本方針の改定 R5→R5～R6） 令和5年度中の見直しに至らなかったため、改定期期を見直す。
18 人事評価制度の適正な活用	■ スケジュールの見直し（マニュアルの改訂を追加 R6） 令和5年度中の改訂に至らなかったため、改訂時期を見直す。

3 取組の進捗状況について

第4次行政改革大綱 実施計画

整理番号 1

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営 〔施策1〕 計画的な財政運営	担当課
		事務局総務課

取組項目	市町村負担金の平準化及び低減	新規
------	----------------	----

目的 理由 背景	本組合においては、令和14年度に供用を開始するごみ処理施設建設に関する経費及び老朽化した施設の改修経費の増大等が今後見込まれる中で、これらの事務事業を適切に実現するためには、可能な限り市町村負担金の平準化及び低減を図り、持続可能な財政運営が引き続き必要である。
----------------	--

内容 進め方	令和3年度の市町村圏計画の策定・見直しにおいて、事務事業の実施年度を調整し、市町村負担の平準化を図るとともに、15年間の財政推計を策定し、長期財政見通しを示す。策定後は、毎年度、進捗等にあわせて10年間の財政推計の見直しを行う。なお、財源については、補助金や計画的な起債・基金の活用による財源確保を図るとともに、各事業の事業費の低減に努める。
-----------	---

指標 (到達目標)	目標の達成度を測る 指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	財政推計の市町村負担金の額と決算額との差額	決算額が、財政推計上の市町村負担金の額を上回らないようにする。※ 「財政推計の年度の市町村負担金の額」は、見直し後の財政推計の額とする。

年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	財政推計の策定(15年間)	財政推計の見直し(10年間)	財政推計の見直し(10年間)	財政推計の見直し(10年間)	財政推計の見直し(10年間)
主な実施項目のスケジュール	実績	財政推計の策定	財政推計(R5～R14)の策定	財政推計(R6～R15)の策定		
財政推計の策定	計画	→				
	実績	→				
財政推計の見直し	計画		→	→	→	→
	実績		→	→		
決算額の分析	計画		→	→	→	→
	実績		→	→		
財政推計の公表	計画	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→		

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 財政推計（R6年度～R15年度）の策定 ・市町村圏計画（実施計画）の見直しにおいて、事務事業の進捗状況等を踏まえて今後10年間における事業計画を見直すとともに、その実施に伴う市町村負担金の平準化を考慮した財政推計を策定し、今後の財政見通しを示した。	
実施内容 (実績)	R6.1 企画担当課長会議において見直し案について審議 R6.1 副市町村長会議において見直し案について審議 R6.2 正副管理者会議において見直し案を決定 R6.2 組合議会定例会において、見直しをした市町村圏計画（実施計画）について報告	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		予定どおり財政推計（R6年度～R15年度）を策定し、今後10年間における財政の見通しを示した。
対応方針 (次年度)	財政推計については、引き続き事務事業の進捗状況等を踏まえ、毎年度策定し、可能な限り構成市町村の予算に反映できるよう周知していく。	
備考		

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営 [施策1] 計画的な財政運営	担当課				
		事務局総務課				
取組項目	退職積立基金の計画的な積み立て	新規				
目的理由背景	今後の事務事業の実施に伴う市町村負担を勘案しながら、単年度の市町村負担金を抑えつつも、適切に退職手当を支給するため、基金の計画的な積立及び管理が必要である。					
内容進め方	令和3年度に策定した退職積立基金の積立計画に基づきながら、各年度の積立額については、適宜、構成市町村との協議の上決定する。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	退職積立基金積立計画で定める額	655 百万円 (R 4～R 7) ※最終処分場濃縮水処理施設建設費の財源化に伴い、R 4年度に積立計画を変更 900 百万円→655 百万円 ※R 4年度及びR 5年度は、積立額計画なし				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	積立計画の策定	積立額なし (245 百万円)	積立額なし (245 百万円)	積立額332.5 百万円 (210 百万円)	積立額322.5 百万円 (200 百万円)
主な実施項目のスケジュール	実績	積立計画の策定	積立計画の変更	—		
積立計画の策定	計画					
	実績					
基金積立	計画					
	実績					
積立計画の見直し	計画					
	実績					

※ () 内は、積立計画を変更する前の金額

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 基金への積立について 濃縮水処理施設建設費の財源とするため、令和4年度に計画を変更し、令和4年度及び令和5年度は積立を行わない計画としたことから、積立を行わなかった。	
実施内容 (実績)	同 上	
担 当 課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		最終処分場濃縮水処理施設に伴う財源確保のため、積立計画のとおり積立を行わなかった。
対応方針 (次年度)	変更後の積立計画のとおり、令和6年度から積立を再開する。	
備 考	【令和4年度の積立計画変更内容】 ■ 積立計画の変更により、積立金額及び指標の目標数値を変更 ① 指標の目標数値を変更 [変更前] 900 百万円→[変更後] 655 百万円 ② 年度目標の進行管理の各年度の積立金額を変更 [変更前] R4 : 245 百万円、R5:245 百万円、R6 : 210 百万円、R7 : 200 百万円 [変更後] R4 : 0 百万円、R5:0 百万円、R6 : 332.5 百万円、R7 : 322.5 百万円	

取組の柱	柱1 将来を見据えた財政運営 〔施策1〕 計画的な財政運営	担当課
		事務局総務課
取組項目	基金の効率的な運用・管理	新規
目的理由背景	本組合の退職積立基金については、令和3年度に策定した積立計画に基づき、積立を行うこととしている。今後は、基金残高及び退職手当の支払いの見通し並びに事務事業の実施状況等を勘案しながら、債券運用等による運用収入の確保に努める。	
内容進め方	継続的に市場調査を行うとともに、適宜、効率的な運用方法となるよう見直し、運用収入の増加を目指す。	
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	運用収入額	令和2年度の運用収入を上回る運用を目標とする。 ・基準額：102千円（令和2年度実績額）

年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	運用計画策定	内部検討	運用計画策定 内部検討	運用基準額：102千円 運用計画策定	運用基準額：102千円
主な実施項目のスケジュール	実績	情報収集	内部検討	内部検討		
市場情報の調査	計画	→				
	実績	→				
運用方法の検討	計画		→		→	
	実績		→	→		
運用計画策定	計画		→	→	→	
	実績					
運用開始	計画		→	→	→	→
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 基金の効率的な運用・管理に向けた検討	
実施内容 (実績)	1 運用方針案の検討 債券運用した場合の期間及び運用可能額について検討を行った。 ○ 証券運用の期間について 運用の期間については、より長期間で行う方が運用益に対して有利であるが、基金は一時借入金の資金となっているため、今後予定される大規模事業（新しいごみ処理施設等）によって支払いが増額となる令和10年度から令和13年度の繰替運用に影響がないよう、短期間での運用についても検討をした。 ○ 運用可能額の検討 現在一時借入金の資金として基金の繰替運用を行っているが、一時借入金を減額するための手段を検討した。 ➡ 市町村負担金の納期について、納入回数・時期を変更することが有効な手段であることを確認できた。 2 債券運用の検討 R5.4～R6.3 国債金利、債券の市場情報、既発債の情報、市場の見通しなど、銀行や証券会社から、FAX、電子メール、電話、面談により情報収集を行った。	
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
		銀行や証券会社からの情報にて債券運用の検討を行ったが、市町村負担金の納入時期の検討に時間を要し、退職積立基金からの繰替運用額の試算ができなかったことから、基金運用額を定めることができず、基金運用計画の策定に至らなかった。
対応方針 (次年度)	市町村負担金の納期変更を検討した上で、退職積立基金運用可能額を算出し、基金運用計画を策定する。	
備考	■ スケジュールの見直し（基金運用計画策定 R5→R6） 令和5年度中に運用計画の策定に至らなかったため、策定期間を見直す。	

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営 [施策2] 受益者負担の適正化	担当課 事務局総務課
取組項目	使用料・手数料の適正化	継続
目的 理由 背景	使用料等については、前行政改革においても見直しを行ってきたところである。本計画においても、引き続き、社会経済状況の変化及び受益者負担等の観点から、適正な見直しが必要である。	
内容 進め方	使用料等の受益者負担のあり方について基本的な考え方をまとめた「使用料・手数料に係る適正化方針」を踏まえ、使用料等の見直しの必要性について検証し、必要に応じてその額の改定を行う。	
指 標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	検討率 使用料等の額の適正化	100% (本組合条例等で定められる全ての使用料及び手数料について、検討を実施見直しの必要性を検討し、適正な額とする。)

年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	—	検討の実施	改定方針の決定及び関係条例の改正検討の実施	—(改定手数料の適用)— 料金改定案の決定及び審議会条例の制定	検討の実施・ 審議会による 改定案の審議
主な実施項目の スケジュール	実績	—	見直しに関する調査	見直しを行う 使用料等の検討		
検討	計画		→	→	→	→
	実績		→	→		
条例の改正 審議会条例の制定	計画			→	→	
	実績					
審議会による審議	計画					→
	実績					
	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 使用料等の見直しに関する検討の実施 所管課における調査結果を基に、見直しをする使用料等について検討を行った。	
実施内容 (実績)	所管課から提出された調査結果を基に検討した結果、「桜の苑における火葬場使用料」及び「リサイクルプラザにおける不燃物処理手数料」の2料の見直しの必要性が認められた。 【施設管理課との協議内容】 R5.9 調査結果を踏まえた検討 R5.10 見直しを必要とする使用料・手数料の確認 R5.11 施設の経費の精査、他団体の使用料・手数料との比較	
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
		使用料・手数料に係る調査の結果、「火葬場使用料」及び「不燃物処理手数料」の見直しの必要性を確認したが、施設の経費の精査・他団体との比較などの作業に時間を要したため、見直しを行うことができなかった。
対応方針 (次年度)	他団体の使用料等の状況（使用料・手数料算定の基となる経費内容や受益者負担などの積算根拠）を調査し、使用料等の見直し方針を整理する。	
備考	■ 指標（到達目標）の見直し（目標の達成度を測る指標 検討率→使用料等の額の適正化） 全ての使用料等の額の適正化を図ることが目標であり、検討することが目標ではないため、指標を見直す。 ■ スケジュールの見直し ・使用料・手数料の改定案の決定→R6年度 ・審議会条例の制定→R6年度 ・審議会による見直し案の審議→R7上半期 料金改定についての審議会の設置を工程に加え、スケジュールを見直す。	

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営	担当課				
	〔施策3〕 遊休財産の活用及び売却等の徹底	事務局施設管理課				
取組項目	老人休養ホームうなばら荘の民間譲渡	新規				
目的理由背景	老人休養ホーム（うなばら荘）は、近年の利用者数の減少や施設の老朽化などの諸課題をふまえ、令和3年度末をもって運営を終了することを決定した。 施設の解体には多くの費用を要すること及び施設の利活用に係るサウンディング型市場調査の結果、民間企業等による活用の可能性が見込まれることを踏まえ、運営終了後の施設を譲渡し、財政負担の軽減（解体経費等）や地域経済の活性化を図ろうとするもの。					
内容進め方	公募型プロポーザルの方式により譲渡先を募集の上、譲渡先を選定する。 また、施設等の譲渡にあわせて規約変更及び条例改正を行う。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	譲渡完了時期	令和4年度中の譲渡完了				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	譲渡先の選定	施設譲渡の完了			
主な実施項目のスケジュール	実績	譲渡先の選定	施設譲渡の完了			
	計画	→				
不動産鑑定	実績	→				
	計画	→				
公募	実績	→				
	計画	→				
規約変更、条例改正 (いずれもR4度施行)	実績	→				
	計画	→				
譲渡契約の締結	実績	→				
	計画	→				
施設等の譲渡	実績	→	完了			
	計画	→	完了			

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 施設の譲渡完了（令和4年度）	
実施内容 （実績）		
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
対応方針 （次年度）		
備 考	【譲渡先の会社概要】 会社名 ㈱ヤードクリエイション 所在地 米子市皆生四丁目2番28号 事業内容 宿泊施設「アスリートホテル（仮称）」を中心としたアスリート特化型施設の運営事業 譲渡完了後、令和4年9月に㈱ヤードクリエイションから事業中止の申し出があったため、本組合の対応方針について、構成市町村と協議を行いながら検討した。 令和5年1月の正副管理者会議において、本組合の対応方針を、旧老人休養ホーム（建物、借地権）の第三者への譲渡^{※1}と決定し、併せて対応方針における本組合の関与^{※2}についても決定した。 また、令和5年2月の組合議会民生環境常任委員会において、当該第三者譲渡に関わる事務について、旧老人休養ホームに係る共同処理事務がすでに廃止されていること、私法上の売買契約に基づいて行う事務であることから、本組合議会常任委員会の行う所管事務調査の対象としないことが決定された。 ※1 現在の契約関係（私法上の売買契約）に基づく取組として、譲渡先事業者である㈱ヤードクリエイション、日吉津村及び本組合が連携・協力して、旧老人休養ホームを地域資源として活用していただける新たな譲渡先事業者の再募集・選定を行い、㈱ヤードクリエイションが新たな譲渡先事業者として選定される第三者へ、建物所有権と日吉津村との間の賃借権（借地権）を譲渡する。 ※2 本組合は、現時点においては土地・建物の所有権を有していないが、この度の民間譲渡を企画し、実行した立場であること、また事業内容を変更する場合は、本組合の承認が必要となることから、新たな譲渡先事業者の選定に当たっては、法的な課題を踏まえたうえで、主体的に協力・参画することとする。	

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営 〔施策3〕 遊休財産の活用及び売却等の徹底	担当課				
		事務局施設管理課				
取組項目	旧し尿処理施設（白浜浄化場）の民間譲渡	新規				
目的理由背景	旧し尿処理施設（白浜浄化場）は、近年の処理量の減少等を踏まえ、令和2年度に稼働を停止した。同年に実施した跡地利用に係るサウディング型市場調査において、当該施設の民間譲渡の可能性が確認されたことから、当該施設を民間譲渡し、財政負担の軽減を図ろうとするもの。					
内容進め方	不動産調査（アスベスト、ダイオキシン、地下埋設物等に係る調査）及び不動産鑑定を実施した後、環境省所管施設の財産処分承認を受けたうえで譲渡先を決定する。					
指標 （到達目標）	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 （いつまでに何をどの程度にするのか）				
	譲渡の完了時期	令和4年度中の譲渡完了				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	入札公告	施設譲渡の完了			
主な実施項目のスケジュール	実績	入札公告 （R4.2）	施設譲渡の完了			
不動産調査	計画	→				
不動産鑑定	実績	→				
環境省所管施設の財産処分（申請～承認）	計画	→				
	実績	→				
譲渡先の決定 （一般競争入札）	計画	→				
	実績	→				
譲渡契約の締結 施設等の譲渡	計画		→ 完了			
	実績		→ 完了			

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 施設の譲渡完了（令和4年度）	
実施内容 （実績）		
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
対応方針 （次年度）		
備考	【譲渡先の会社概要】 会社名 ファロスファーム(株) 事業内容 養豚、バイオガス発電、有機肥料の製造販売 ※ 養豚場の展開状況 太山町（名和農場）、南部町（西伯農場）の2カ所、広島県5カ所 本社所在地 鳥取本社 鳥取県西伯郡大山町加茂 2946 番地 大阪本社 大阪府四條畷市岡山 4-16-16 ・鳥取本社は、事業活動を担い、大阪本社は総務、経理、人事業務を担う	

取組の柱	柱1 【財政】 将来を見据えた財政運営 〔施策3〕 遊休財産の活用及び売却等の徹底	担当課				
		事務局施設管理課				
取組項目	旧灰溶融施設の跡地等の利活用					新規
目的理由背景	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）は、処理量の減少等を踏まえ、平成27年度に稼働を停止し、令和元年度には、組合又は構成市町村での施設の利活用を検討した上で、解体の方針を決定している。今後は、本組合の財政見通し及び市町村負担の平準化の点から、令和7年度から令和8年度に解体を予定している。解体に着手するまでの間、民間企業などによる跡地等の利活用に関する市場調査を行い、利活用の方針について、検討する必要がある。					
内容進め方	旧灰溶融施設の跡地等の利活用に関するサウンディング型市場調査を行い、民間企業等での利活用の可能性を調査する。また、その調査結果を踏まえて、跡地等の利活用の方針を決定する。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標		計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)			
	財産処分の完了時期		令和7年度中の財産処分の完了			
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	市場調査に向けた情報収集	市場調査	跡地等の利活用方針の検討	・財産処分への着手 ・解体設計	解体工事への着手
主な実施項目のスケジュール	実績	市場調査に向けた情報収集	市場調査	跡地等の利活用方針の検討		
	計画					
情報収集	実績					
	計画					
市場調査	実績					
	計画					
跡地等の利活用方針の検討	実績					
	計画					
解体設計 解体工事	実績					
	計画					
財産処分申請	実績					
	計画					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 跡地等の利活用方針『施設を解体撤去し、更地としたうえで売却等を行う』を決定	
実施内容 (実績)	R5.5～ 伯耆町と協議し、「施設の活用の可能性及び市場性等」を検証 R5.6 追加対話※の実施 ※ サウンディング型市場調査において、提案のあった「施設の活用時期」が組合の希望する時期と合うか確認するために実施したもの。 R5.10 企画担当課長会議（サウンディング型市場調査の実施状況の報告）追加対話※の実施 R5.10 副市町村長会議（サウンディング型市場調査の結果報告及び利活用方針の検討状況） R5.11 正副管理者会議（サウンディング型市場調査の結果報告及び利活用方針の決定） 【サウンディング型市場調査の結果】 （参加事業者数） ・現地見学会 2者 ・提案・対話 2者 （調査結果） ・土地・建物・設備の活用 0者 ・土地（更地）の活用 1者 【利活用方針】 『施設を解体撤去し、更地としたうえで売却等を行う』 【今後の予定】 - 令和6年度 解体撤去設計業務委託等の実施 - 令和7～8年度 施設の解体撤去工事、土地の不動産鑑定評価 - 令和8年度 解体工事完了後、更地となった土地の売却等 調査結果及び利活用方針について地元関係地区へ説明、公表 R5.11 総務消防常任委員会（サウンディング型市場調査の結果及び利活用方針の報告） R6.1 解体撤去事業に活用可能な補助制度等の県への照会 R6.2 鳥取県西部広域市町村圏計画の更新 解体撤去工事業務委託等の当初予算の可決	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題 当初の計画どおり、跡地等の利活用方針を決定することができた。
対応方針 (次年度)	適切かつ安全に解体撤去を行うため、解体撤去設計業務等を遺漏なく実施する。また、解体撤去事業費に係る財政負担の軽減策として、活用可能な補助制度等の調査を実施する。	
備考		

取組の柱	柱2【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 〔施策1〕 簡素で効率的な行政運営	担当課 事務局総務課				
取組項目	効率的かつ持続可能な組織体制への見直し	継続				
目的 理由 背景	本組合事務局においては、所管する公共施設の廃止・譲渡及び令和14年度に供用を開始する一般廃棄物処理施設の建設による事務量の増減があり、今後の事務事業の動向を見据えた、的確な組織体制の構築が必要である。加えて、人口減少に伴い人材の確保が困難となることが想定され、また、事務局職員の年齢構成の偏りや定年延長により、今後10年間に職員の約3割が役職定年を迎えることを踏まえ、組織機能を維持するための体制の構築も不可欠である。					
内容 進め方	今後の事務事業の実施や定年延長を踏まえた職員の退職の動向などを考慮した組織体制の検討及び定員適正化計画の策定・見直しを行う。 また、他団体の状況を参考にしつつ、事務内容を精査し、民間委託、会計年度任用職員制度等の活用による効率的な事務処理体制及び総務事務の効率化を検討する。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	第3次定員適正化計画	令和3年度 策定 令和4年度～令和7年度 組織体制の見直し				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	計画策定	計画策定	計画策定	進捗管理 計画策定	進捗管理
主な実施項目の スケジュール	実績	計画の検討	計画の検討	計画の検討		
	計画					
組織体制の見直し	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 今後の事務事業の変化に対応するための定員適正化計画の検討及び人員体制の見直しの実施	
実施内容 (実績)	R5.4～ 第3次定員管理適正化計画（案）の検討 R5.4～R6.1 人員体制の見直し（R6.4.1～） ・ごみ処理施設整備課の事務量増による体制強化（2名増員） ・総務課企画情報担当の事務量減による体制の見直し（1名減員）	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題
		令和5年度において消防局に係る定員適正化計画を検討するにあたり、近年の消防職員の育児休業取得者増加に伴う欠員対策について検討し、その検討結果を踏まえる必要があったため、令和5年度中に本組合の定員適正化計画を策定することができなかった。
対応方針 (次年度)	次期一般廃棄物処理施設整備事業に係る事務量の変化への対応、定年延長に伴う任用制度の変化への対応、育児休業取得者の増加に伴う欠員への対応等を踏まえ、本組合の定員適正化計画を策定する。	
備考	■ スケジュールの見直し（定員適正化計画策定 R5→R6） 令和5年度中の計画策定に至らなかったため、引き続き令和6年度においても検討を行いながら、計画を策定する。	

取組の柱	柱2【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 [施策1] 簡素で効率的な行政運営	担当課 消防局指令課				
取組項目	消防指令・無線システムの効率的な更新	新規				
目的理由背景	平成26年度に整備した消防指令システムは、令和6年度に整備から10年を迎え、今後、更新に向けた検討を進める必要がある。本システムは、消防活動を支える重要なシステムであり、更新にあたっては信頼性の高いものとするのが不可欠である。また、その更新・運用には、多くの経費を要することから、効果的かつ効率的な整備が必要である。					
内容進め方	消防指令・無線システムの効率的な更新に向けて、主に次の事項について、検討を進め、更新方針を決定し、更新を実施する。 ・効率的な更新手法の検討 ・必要十分かつ信頼性を有した機能要件の検討 ・効果的な調達方法の検討					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標 更新整備の完了時期	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか) 令和7年3月				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	情報収集	更新方針の決定	発注準備	更新完了 (令和7年3月運用開始)	更新完了 (令和7年3月運用開始)
主な実施項目のスケジュール	実績	情報収集	・更新方針の決定 ・調達支援事業者の決定	・調達準備の完了		
指令・無線システム更新内容の検討	計画	→	→		発注 更新	
	実績	→	→			
指令・無線システム更新部会	計画		→	→	→	
	実績		→	→		
調達支援事業者の決定・発注準備	計画		→	→		
	実績		→	→		

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線の更新事業発注に係る資料の作成及び事業積算の実施 ・更新作業部会委員の意見を反映して、調達支援業務に係るコンサルタント事業者と協議を重ね、更新事業発注に係る仕様書等の作成及び事業積算を行った。 ■ 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線の更新事業発注に係る有利な起債の検討 ・鳥取県危機管理部消防防災課、総務省消防庁及び調達支援業務に係るコンサルタント事業者と適宜確認を行い、最も有益となる起債利用の方針を決定した。	
実施内容 (実績)	1 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新作業部会 必要に応じ部会員に意見を求め、抽出した要望を仕様書等に反映した。 2 発注準備 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業発注に係る資料の作成 R5.4 調達支援事業者の決定（R5.4.13 契約） R5.4～ 調達支援事業者と打ち合わせを定例会として毎月行う。 R5.6 要求事項書を作成し、RFI（情報提供依頼）の実施 R5.8 概算見積書を依頼 R6.1 調達仕様書（案）を作成し RFC（意見募集）の実施 R6.3 調達支援業務の成果物納品	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		計画どおり実施することができた。
対応方針 (次年度)	令和6年度上半期に、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新業者を公募型プロポーザルにより決定する。 また、決定後は慎重な協議を行い、安定的で効率的なシステムを構築する。 更新作業中も継続的な安定稼働を最優先とし、システム切り替えの作業を行う場合も細心の注意を払う。	
備考		

取組の柱	柱2【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 [施策1] 簡素で効率的な行政運営	担当課				
		事務局総務課				
取組項目	介護・障害認定審査事務の事務体制の検討	新規				
目的 理由 背景	介護・障害認定審査事務は、令和3年4月1日現在、定数内職員2名、会計年度任用職員（短時間）5名の事務体制としているが、県内の他圏域と比べ人員数が多くなっていることから事務体制の見直しを行うもの。					
内容 進め方	他団体の状況を調査し、 <u>認定審査システムの導入について調査・検討のうえ</u> 、今後の認定審査事務の事務体制を構成市町村と協議し、協議結果に応じた事務体制へ移行する。					
指 標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	・ 構成市町村と協議完了時期 ・ 環境整備完了時期 ・ 事務体制の移行	令和-5-6年度 正副管理者会議で方針決定 令和-6-7年度 環境整備（移行準備）の完了 令和7年度 事務体制の移行				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	情報収集	情報収集	構成市町村 と協議	環境整備 RFIの実施 構成市町村 と協議 (システム導 入による事務 体制の協議)	環境整備 移行完了
主な実施項目の スケジュール	実績	情報収集	情報収集	構成市町村 と協議 (<u>圏域情報ネ ットワークの 構築関係</u>)		
他圏域の状況の調査	計画	→				
	実績	→	→			
構成市町村との協議	計画			→	→	
	実績			→		
環境整備 (整備内容は協議結果による)	計画				→	→
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 事務体制の見直し 業務のシステム化による事務体制の見直しについては、構成市町村が令和7年度末までに標準準拠システム（自治体業務システムのうち、介護保険システム）に移行しようとしている状況であり、昨年度の時点では構成市町村の標準化後の介護保険システムに組み込まれる機能要件が不明確であったため、組合の導入検討している認定審査システムとの連携の要件について、引き続き検討を行うこととした。 ■ 閉域情報ネットワークの構築 構成市町村と組合間での審査会資料等の受渡しについて、手渡し又は郵送で行っていたものを、電子データの送受信に変えることで情報セキュリティリスクの低減等を図るよう、構成市町村との間で閉域情報ネットワークを構築する方針を決定した。	
実施内容 (実績)	【他団体の調査】 R5.5 他団体における業務に関する調査 (東部広域行政管理組合・中部ふるさと広域連合) 【構成市町村との協議】 R5.5 閉域情報ネットワークの構築 R5.8～9 閉域情報ネットワーク構築後の事務モデル 【方針決定】 R5.11 閉域情報ネットワーク構築の方針決定	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題 情報セキュリティの向上及び事務の効率化を図るため、本組合と構成市町村を結ぶ閉域情報ネットワークの構築及び当該ネットワークの利用によるデータでの審査会資料の受渡しに関する方針を決定したものの、事務体制の見直しには至らなかった。
対応方針 (次年度)	令和7年度末までに順次運用が開始される予定である標準準拠システム（自治体業務システムの標準化）の動向を見据え、RFI（情報提供依頼）を実施し、業務の効率化、コスト等の比較を行った上で、業務に適したシステムの導入に関する検討を行い、組合の事務体制の見直しを図る。	
備考	■ スケジュールの見直し（構成市町村との協議時期 R5→R5～R6） 業務のシステム化による事務体制の見直しの検討に至らなかったため、令和6年度においても検討を行いながら、構成市町村担当課との協議を行う。	

取組の柱	柱2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 [施策1] 簡素で効率的な行政運営	担当課 事務局総務課				
取組項目	デジタル技術活用のための環境・基盤整備	新規				
目的理由背景	行政手続き等におけるデジタル技術の効果的な活用は、住民等の利便性の向上及び持続可能な行政運営のために必要である。このためには、デジタル技術を活用できる環境・基盤を整備することが不可欠であるとともに、適切なセキュリティ対策が必要である。					
内容進め方	今後のデジタル技術の活用を見据えながら、現在の庁内ネットワークの課題や問題点を洗い出し、最新のネットワーク技術、セキュリティ対策を調査分析し、庁内ネットワークの更新時期に合わせて、ネットワークの再構築及びセキュリティ強化を進める。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標 次期庁内ネットワークの整備	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか) 令和5年度 庁内ネットワークの整備（更新）				
年度目標の進行管理 主な実施項目のスケジュール	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	次期庁内ネットワークの調査・検討	次期庁内ネットワークの仕様等の決定	庁内ネットワークの整備	I C T 化の調査・研究	I C T 化の調査・研究
次期ネットワークの調査・検討	実績	次期庁内ネットワークの調査・検討	次期庁内ネットワークの構築方針・仕様の決定	庁内ネットワークの整備		
	計画					
次期ネットワークの発注準備及び更新	実績					
	計画					
I C T 化の調査・研究	実績					
	計画					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 次期庁内ネットワークの整備 （「消防指令系ネットワーク」－「事務系ネットワーク」の分離構築） ■ 業務の電子化に係る情報収集及び方針決定（電子決裁システムの導入） ■ 情報セキュリティ対策の検討	
実施内容 （実績）	1 次期庁内ネットワークの整備 R5.5 プロポーザルにより選定した次期庁内ネットワーク構築事業者との契約締結 R5.8 次期庁内ネットワークの構築事業者との要件定義・保守内容の協議 R5.9 現庁内ネットワークからの切り離し サーバ順次切り替え R5.10.1～ 構築した庁内ネットワークの稼働開始 2 業務の電子化（電子決裁）に係る情報収集及び方針決定 R5.5 市町村における電子決裁導入状況のアンケート実施 R5.6 電子決裁導入自治体へのヒアリング実施 R5.7～8 RFI（情報提供依頼）による導入可能なシステムについての情報収集 R5.9 RFIの結果を踏まえた導入方針の検討 R5.10 総務消防常任委員会（導入に係る検討状況） 導入方針の決定 R5.11 組合議会（導入に係る補正予算（債務負担行為）の上程、可決） R5.12 電子決裁システム導入業務の契約締結 R6.3～ 電子決裁システムの試験運用の開始 3 情報セキュリティ対策の検討 R5.5 CSIRT（情報セキュリティインシデント即応体制）の整備に向けた内部検討会の設置 R5.6～R6.3 CSIRTの整備に向けた情報セキュリティポリシーの改訂内容等の検討	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		計画どおり庁内ネットワークを整備することができた。 また、電子決裁の導入については、RFIを通じて、導入可能なシステムの内容等に関する情報収集を行い、導入方針を決定することができた。
対応方針 （次年度）	引き続き、情報セキュリティ対策の検討を進め、情報セキュリティポリシーの全面改訂及びCSIRTの整備を行う。	
備考		

取組の柱	柱2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 [施策1] 簡素で効率的な行政運営	担当課				
		共通				
取組項目	押印の見直し	新規				
目的 理由 背景	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、国等においては、デジタル化や手続きの簡素化のため、「脱ハンコ」に向けた取組が進められている。 行政手続きにおける住民の負担を軽減し利便性を向上させると同時に、事務負担を軽減するため、必ずしも必要でない押印については、積極的に見直しを行うもの。					
内容 進め方	全所属が所管するすべての押印を求めている書類について、必ずしも必要でない押印については、積極的に見直しを行う。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	検証率	100%（令和3年度中） （組合規則等により押印を求めているすべての書類について、見直しを行う。）				
年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	押印の見直し	—	—	—	—
主な実施項目のスケジュール	実績	押印の見直し（検証率100%）	継続的な検証	継続的な検証		
押印の要否の検討	計画	→				
	実績	→				
規則等改正・施行	計画	→				
	実績	→				
継続的な検証	計画		→			
	実績	→	→	→		
	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 継続的な押印省略の検証	
実施内容 (実績)	R5.10～ R6.6からの電子決裁の運用開始を見据え押印省略を検討 (押印を省略しようとする規程) ・火災予防査察規程 ・火災予防違反処理規程 ・火災調査規程 R6.3 1 押印の見直し状況等の確認 ・押印の省略等を新たに決定又は変更した書類の有無 ・条例等で新たに様式を規定した書類の有無 2 規則の改正による、関係様式の押印欄の削除 ・組合建設工事執行規則 ・組合財務規則 ※上記規則において準用する米子市の関係規則の改正に伴い、関係する様式の押印欄を削除する、又は、自署によることを記載するといった様式の整備がされたため。	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		計画どおり継続的に押印の要否の検証・確認を行った。
対応方針 (次年度)	引き続き押印を求める書類（主に契約関係）があるため、国等の動向を注視し、必要に応じて適宜対応する。	
備考	※ 令和3年度に押印の見直しを行い、規則で定める申請書等85種類のうち82種類（全体の約96%）への押印を省略済。	

取組の柱	柱2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 〔施策2〕 民間活力の導入による効果的な行政サービスの提供	担当課
		施設管理課
取組項目	指定管理者導入施設における更なる住民サービスの改善・向上	新規
目的理由背景	令和3年度から火葬場（桜の苑）に指定管理者制度を導入し、公共施設サービスの向上と運営コストの削減を図ってきたところである。これまで、指定管理者との連絡協議会を設置し、状況報告及び利用者アンケートを踏まえた協議等を行っているが、今後は、より効果的な指定管理者制度の活用を図るための取組が必要である。	
内容進め方	さらなる住民サービスの向上等のため、モニタリング制度を導入し、モニタリング評価により、効果を測定し、その結果を基に、指定管理者と協議・改善等を進めていく。	
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	モニタリング評価の評価点	モニタリング評価における標準点を上回る

年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	モニタリング制度の導入	モニタリング評価(標準点以上)	モニタリング評価(標準点以上)	モニタリング評価(標準点以上)	モニタリング評価(標準点以上)
主な実施項目のスケジュール	実績	モニタリング制度の導入	モニタリング評価	モニタリング評価		
	計画	→				
モニタリング制度の導入	実績	→				
	計画		→	→	→	→
モニタリング評価	実績		→	→		
	計画					
	実績					
	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ モニタリング評価を実施	
実施内容 (実績)	R5.11 モニタリング評価：指定管理者からの運営状況報告等を基に令和4年度下期のモニタリング評価を実施 ・評価点 79 点（標準点 60 点） ・モニタリング結果を指定管理者に通知し、公表 R6.3 モニタリング評価：現地確認及び指定管理者からの運営状況報告等を基に令和5年度上期のモニタリング評価を実施 ・評価点 80 点（標準点 60 点） ・モニタリング結果を指定管理者に通知し、公表	
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題
		計画どおり、モニタリング評価を実施することができた。
対応方針 (次年度)	モニタリング評価結果を基に、さらなる住民サービスの向上を図ることができるよう、継続的に指定管理者と協議・改善を進める。	
備考		

取組の柱	柱2 【組織】 効率的かつ柔軟な組織運営 [施策3] 災害時等の機能維持	担当課				
		事務局総務課				
取組項目	非常時の業務継続体制の強化					新規
目的理由背景	本組合が所管する不燃物処理事業、し尿処理事業や火葬事業などは地域生活を支える重要なものである。これらの非常時への対策として、これまでBCP（地震・津波編、新型インフルエンザ編、新型コロナウイルス感染症編）を策定し、対応してきたところであるが、近年多発・激甚化している自然災害などに対応し、さらなる非常時の業務継続体制の強化を図ることは、喫緊の課題である。					
内容進め方	自然災害やその他の要因による業務機能の障害や停止を想定し、必要な措置を講じるとともに、BCP（業務継続計画）の実効性を担保するために定期的に訓練及び検証を行う。また、県内3広域等での連携もさらに深め、対策を進める。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標		計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)			
	事業継続訓練の実施回数		4回 (令和4年度以降、年1回実施)			
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	BCPの見直し	・訓練(1回) ・BCPの見直し	訓練(1回)	訓練(1回)	訓練(1回)
主な実施項目のスケジュール	実績	BCPの見直し	BCPの見直し	BCPの見直し		
BCPの見直し	計画					
	実績					
事業継続訓練	計画					
	実績					
訓練を踏まえたBCPの見直し	計画					
	実績					
	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 非常時における業務継続体制の再構築 ■ BCP の改訂	
実施内容 (実績)	R5.4 非常時における職員緊急連絡網の再確認 R5.5 新型コロナウイルス感染症対策 BCP の見直し ・「非常時継続業務の業務継続体制」⇒代替要員の再整理 ・「発生直後の初動フロー」⇒再精査 R6.3 業務継続計画（BCP）の改訂版（案）作成 ・BCP 地震津波編 ・新型インフルエンザ等対策 BCP	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題
		各種 BCP の改訂案を作成することができたが、改訂の着手が遅れたため、計画の改訂を踏まえた訓練を実施することができなかった。
対応方針 (次年度)	BCP の改訂を行った上で（令和6年8月改訂済）、他団体等の実施事例を参考に、非常時を想定した事業継続のための訓練を、令和6年9月を目途に実施する。	
備考		

取組の柱	柱2 【組織】効率的かつ柔軟な組織運営 [施策4] 広報機能の強化	担当課				
		共通				
取組項目	組合事業に関する広報の充実	継続				
目的 理由 背景	本組合の所管する事務事業は、住民生活に密接に関わるものであり、事務事業の実施状況や所管する施設等について丁寧に説明することは、住民の知る権利に資するものである。					
内容 進め方	ホームページ、広報紙、報道機関などを活用し、さらなる広報の充実を図る。 また、令和14年度に供用を開始する一般廃棄物処理施設の整備に関する広報については、住民への周知・理解が深まるよう継続的に実施する。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	広報紙への掲載回数 (市町村広報紙、その他の広報紙への掲載)	年間6回				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	広報紙への掲載回数 6回	広報紙への掲載回数 6回	広報紙への掲載回数 6回	広報紙への掲載回数 6回	広報紙への掲載回数 6回
主な実施項目の スケジュール	実績	広報紙への掲載回数 7回(計12記事)	広報紙への掲載回数 7回(計9記事)	広報紙への掲載回数 6回(計7記事)		
	広報紙年間掲載スケジュールの作成	計画	→	→	→	→
一般廃棄物処理施設の整備に関する広報の拡充	実績		→	→		
	計画	→	→	→		
	実績					
	計画					

令和5年度（第三年次）

実施結果

- 構成市町村広報紙の活用
- YouTube等を活用した広報の実施
- 一般廃棄物処理施設の整備に関する広報の実施

実施内容
(実績)

1 組合事業に関する広報

(1) 構成市町村広報紙での広報（主な内容）

月	内 容
7月	・ 着衣着火について ・ 応急手当普及啓発（心肺蘇生法）
8月	・ 令和5年度職員採用試験
9月	・ 警報器の点検、交換の啓発
11月	・ 秋季全国火災予防運動の開催
12月	・ 暖房器具の使用に係る防火啓発
2月	・ 納入された境港はしご車について

(2) 様々なメディアを活用した広報

① ソーシャルメディアを活用した広報

YouTube「鳥取西部消防チャンネル」の登録

（登録者数：137人、掲載動画：5本 ※R6.4時点）

月	内容
5月	・ 救急車適正利用について
6月	・ 熱中症の予防と対処法について

② 地上波及びケーブルテレビによる広報

月	内容
5月	・ 熱中症対策（中海テレビ）
6月	・ 熱中症対策（山陰放送）
12月	・ 餅による窒息防止（中海テレビ）
2月	・ 子供の窒息防止（中海テレビ）

	2 一般廃棄物処理施設の整備に関する広報 (1) 組合広報紙での広報 <table border="1" data-bbox="470 302 1404 533"> <thead> <tr> <th>月</th><th>内容</th><th>方法・配布部数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td><td> ・用地選定委員会の答申 ・建設候補地の決定 ・最終候補地調査の状況 他 </td><td> ・新聞折込(米子市・境港市) ・町村広報紙への折込 (西伯郡・日野郡) 計 86,575 部 </td></tr> </tbody> </table> ※上記のほか、構成市町村の主要施設において配架を実施。(計 1,270 部) (2) ホームページでの広報 R5.4 第3回 施設整備に向けた広報紙 ※内容は(1)記載のとおり (随時) 一般廃棄物処理施設意見調整委員会の審議状況 ・第1回から第8回までの開催状況及び会議結果 ・第9回開催状況の事前広報		月	内容	方法・配布部数	4月	・用地選定委員会の答申 ・建設候補地の決定 ・最終候補地調査の状況 他	・新聞折込(米子市・境港市) ・町村広報紙への折込 (西伯郡・日野郡) 計 86,575 部
月	内容	方法・配布部数						
4月	・用地選定委員会の答申 ・建設候補地の決定 ・最終候補地調査の状況 他	・新聞折込(米子市・境港市) ・町村広報紙への折込 (西伯郡・日野郡) 計 86,575 部						
担 当 課 自己評価		評価の理由及び課題 ソーシャルメディア (YouTube) 等の様々なメディアを活用しつつ、計画的に広報を行うことができた。						
対応方針 (次年度)	1 組合事業に関する広報 広報紙年間掲載スケジュールを作成し、構成市町村の広報紙、ソーシャルメディア等を活用し、計画的に広報を行う。 2 一般廃棄物処理施設の整備に関する広報 事業の進捗状況を踏まえて、適時適切に広報紙発行やホームページによる広報を行う。							
備 考								

このページは白紙です。

取組の柱	柱2 【組織】 効率的かつ柔軟な組織運営 〔施策4〕 広報機能の強化	担当課
		消防局予防課

取組項目	火災予防広報の拡充	継続
------	-----------	----

目的 理由 背景	各家庭や事業所などで防火安全対策が適切に行われることは、地域の安心安全に不可欠なものである。これまで、事業所等での消防訓練の支援や予防査察などを実施してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの実施が困難な状況がある。また、住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年が経過することから、機器の点検等と呼び掛ける啓発活動も必要である。
----------------	--

内容 目標	家庭等での住宅用火災警報器の設置方法、点検方法や事業所における訓練方法などを紹介した動画を作成・掲載し、効果的な対策及び防火意識の向上を図る。また、住宅用火災警報器の設置や点検等については、様々な媒体を活用して広報活動を積極的に行う。
----------	---

指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	広報動画の掲載数	4件

年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	住宅用火災警報器に関する広報の充実	動画掲載	予防広報の 実施 動画掲載	予防広報の 実施 動画掲載	予防広報の 実施 動画掲載
主な実施項目の スケジュール	実績	住宅用火災警報器に関する広報の充実	暖房器具取扱注意動画の掲載	予防広報の 実施 動画掲載		
予防広報の実施	計画	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→		
動画作成HP掲載	計画		→	→	→	→
	実績		→	→		
	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）																																						
実施結果	■ 様々な媒体を活用した火災予防広報の実施 ■ 戸別訪問による住宅防火指導の実施 ■ 防火パレード及び防火講演による火災予防啓発活動の実施																																					
実施内容 (実績)	令和5年度火災予防広報の実施内容 <table> <tr> <th>実施項目</th><th>実施内容及び実施時期</th><th>掲載等媒体</th></tr> <tr> <td>■ 市町村広報紙による広報</td><td> ・ 着衣着火を防ぐには（4月） ・ 住宅用火災警報器の設置及び点検、維持管理（7月） ・ 暖房器具による火災の予防啓発（12月） </td><td>構成市町村広報紙</td></tr> <tr> <td>■ 戸別訪問防火指導（リーフレット配布他）</td><td> ・ 日野郡江府町江尾地内（11月） ・ 西伯郡大山町御来屋地内（3月） ・ 日野郡日野町根雨地内（3月） </td><td>日本海新聞</td></tr> <tr> <td>■ デジタルサイネージによる広報</td><td> ・ 警報器の設置、維持管理（9月） ・ 秋季火災予防運動（11月） ・ 春季火災予防運動（3月） </td><td>米子市役所 イオンモール日吉津 錦町3丁目交差点</td></tr> <tr> <td>■ 街頭広報（リーフレット配布他）</td><td> ・ イオンモール日吉津東館（10月） ・ まるごう境港ターミナル店（11月） </td><td>中海テレビ</td></tr> <tr> <td>■ 防災無線広報</td><td> ・ 住宅火災警戒広報（11月） ・ 住宅火災警戒広報（2月） </td><td>市町村防災無線</td></tr> <tr> <td>■ CATV 広報</td><td> ・ 中海テレビ放送（8月） ・ 伯耆町有線テレビジョン（8～3月） </td><td>中海テレビ、伯耆町有線TV</td></tr> <tr> <td>■ 防火講演</td><td> ・ 真誠会セントラルジデンス（3月） </td><td></td></tr> <tr> <td>■ 防火指導</td><td> ・ 大山町ひめぼたる保育所（11月） ・ 日野町ひのっこ保育所（3月） </td><td></td></tr> <tr> <td>■ 防火パレード</td><td> ・ 江府町子供の国保育園（11月） ・ 米子市仁慈保幼園（11月） </td><td>NHK、中海テレビ</td></tr> <tr> <td>■ 防火管理等講習会等</td><td> ・ 年8回開催時にリーフレット配布他 </td><td></td></tr> <tr> <td>■ ホームページによる広報</td><td> ・ 年間 </td><td></td></tr> </table>		実施項目	実施内容及び実施時期	掲載等媒体	■ 市町村広報紙による広報	・ 着衣着火を防ぐには（4月） ・ 住宅用火災警報器の設置及び点検、維持管理（7月） ・ 暖房器具による火災の予防啓発（12月）	構成市町村広報紙	■ 戸別訪問防火指導（リーフレット配布他）	・ 日野郡江府町江尾地内（11月） ・ 西伯郡大山町御来屋地内（3月） ・ 日野郡日野町根雨地内（3月）	日本海新聞	■ デジタルサイネージによる広報	・ 警報器の設置、維持管理（9月） ・ 秋季火災予防運動（11月） ・ 春季火災予防運動（3月）	米子市役所 イオンモール日吉津 錦町3丁目交差点	■ 街頭広報（リーフレット配布他）	・ イオンモール日吉津東館（10月） ・ まるごう境港ターミナル店（11月）	中海テレビ	■ 防災無線広報	・ 住宅火災警戒広報（11月） ・ 住宅火災警戒広報（2月）	市町村防災無線	■ CATV 広報	・ 中海テレビ放送（8月） ・ 伯耆町有線テレビジョン（8～3月）	中海テレビ、伯耆町有線TV	■ 防火講演	・ 真誠会セントラルジデンス（3月）		■ 防火指導	・ 大山町ひめぼたる保育所（11月） ・ 日野町ひのっこ保育所（3月）		■ 防火パレード	・ 江府町子供の国保育園（11月） ・ 米子市仁慈保幼園（11月）	NHK、中海テレビ	■ 防火管理等講習会等	・ 年8回開催時にリーフレット配布他		■ ホームページによる広報	・ 年間	
実施項目	実施内容及び実施時期	掲載等媒体																																				
■ 市町村広報紙による広報	・ 着衣着火を防ぐには（4月） ・ 住宅用火災警報器の設置及び点検、維持管理（7月） ・ 暖房器具による火災の予防啓発（12月）	構成市町村広報紙																																				
■ 戸別訪問防火指導（リーフレット配布他）	・ 日野郡江府町江尾地内（11月） ・ 西伯郡大山町御来屋地内（3月） ・ 日野郡日野町根雨地内（3月）	日本海新聞																																				
■ デジタルサイネージによる広報	・ 警報器の設置、維持管理（9月） ・ 秋季火災予防運動（11月） ・ 春季火災予防運動（3月）	米子市役所 イオンモール日吉津 錦町3丁目交差点																																				
■ 街頭広報（リーフレット配布他）	・ イオンモール日吉津東館（10月） ・ まるごう境港ターミナル店（11月）	中海テレビ																																				
■ 防災無線広報	・ 住宅火災警戒広報（11月） ・ 住宅火災警戒広報（2月）	市町村防災無線																																				
■ CATV 広報	・ 中海テレビ放送（8月） ・ 伯耆町有線テレビジョン（8～3月）	中海テレビ、伯耆町有線TV																																				
■ 防火講演	・ 真誠会セントラルジデンス（3月）																																					
■ 防火指導	・ 大山町ひめぼたる保育所（11月） ・ 日野町ひのっこ保育所（3月）																																					
■ 防火パレード	・ 江府町子供の国保育園（11月） ・ 米子市仁慈保幼園（11月）	NHK、中海テレビ																																				
■ 防火管理等講習会等	・ 年8回開催時にリーフレット配布他																																					
■ ホームページによる広報	・ 年間																																					
担当課 自己評価	○	評価の理由及び課題 ・ 様々な媒体及び戸別訪問を通じて、住宅防火対策に係る啓発を実施した。 ・ 将来この地域の火災予防を担う子どもたちに向けて、火災予防知識の普及を図った。																																				
対応方針 (次年度)	・ 引き続き、様々な媒体を活用して広報活動を充実させる。 ・ 戸別訪問や防火指導による啓発を全管内で実施して、住民の防火意識高揚を図る。 ・ 引き続き、動画による広報を充実させる。																																					
備考																																						

第4次行政改革大綱 実施計画

整理番号 17

取組の柱	柱3【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成 〔施策1〕 能力を最大限引き出すための人材育成	担当課
		事務局総務課

取組項目	新たな人材育成基本方針に沿った職員の育成	継続
------	----------------------	----

目的 理由 背景	平成22年度に「人事管理」「職員研修」「職場の環境づくり」を柱とした人材育成基本方針を策定しているところであるが、これを見直し、社会情勢等の変化、人事評価制度の導入、職制の改正などの策定後の状況変化に対応するとともに、組合職員に求められる能力を有する人材育成を図ろうとするもの。
----------------	---

内容 進め方	内部ワーキンググループを設置し、人材育成基本方針の見直しを行い、新たな基本方針に沿った人材育成を行う。
-----------	---

指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)
	基本方針の改定	令和4年度 基本方針の改定 令和5年度～令和7年度 研修実施

年度目標の進行管理	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	目標	基本方針の改正	研修実施	基本方針の改定 研修実施	基本方針の改定 研修実施	研修実施
主な実施項目のスケジュール	実績	基本方針の検討	基本方針の検討	基本方針の検討		
	計画	→	→	→		
ワーキンググループによる検討	実績	→	→			
	計画			→	→	→
新方針に基づく研修実施計画の策定	実績					
	計画					
	実績					
	計画					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 鳥取県西部広域行政管理組合職員人材育成基本方針改定案の検討	
実施内容 (実績)	R5.4～ 「各階層に期待される役割と求められる能力・姿勢」及び「人材育成の取組」について検討	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題
		本組合における現状と課題等を踏まえた新たな人材育成基本方針について、「各階層に期待される役割と求められる能力・姿勢」等の検討を行い改定案の作成を進めていたが、改定案の作成に時間を要し、年度内に人材育成基本方針策定委員会を開催することができず、改定に至らなかった。
対応方針 (次年度)	人材育成基本方針策定委員会を開催し、「各階層に期待される役割と求められる能力・姿勢」及び「人材育成の取組」について検討し、人材育成基本方針を改定する。(令和6年5月改定済)	
備考	■ スケジュールの見直し（基本方針の改定 R5→R5～R6） 令和5年度中の見直しに至らなかったため、改定時期を見直す。	

取組の柱	柱3【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成 [施策1] 能力を最大限引き出すための人材育成	担当課				
		事務局総務課 消防局総務課				
取組項目	人事評価制度の適正な活用	継続				
目的 理由 背景	平成28年度より人事評価制度を導入しているところであるが、今後は、更なる評価者の評価の適正化や職員が職責について正しく理解することを通じて、人材育成、マネジメント及び能力開発に、より効果的に活用していくことが必要である。					
内容 進め方	令和4年10月に国の評価制度が改正される予定であり、この新たな評価方法に対応するための内部研修を行い、評価の適正化を図る。 職責への理解については、平成28年度に導入した職責別のコンピテンシー（高い成果につながる行動特性のこと）への理解を深めるなどの内部研修を実施し、各々に求められる能力への理解・行動を促す。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	人事評価研修会の実施回数	4回				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	会計年度任用職員の人事評価制度の改定	制度研修会	・評価者・被評価者研修会 ・基本方針の改定	・評価者・被評価者研修会 ・マニュアルの改訂	・評価者・被評価者研修会
主な実施項目のスケジュール	実績	会計年度任用職員の人事評価制度の改定	係長級以下の職員の業績評価シート施行実施	担当課長補佐級以下の職員の業績評価シートを統一		
制度の改定・導入	計画	→	→	→	→	
	実績	→	→	→		
人事評価研修会	計画			→	→	→
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 業績評価シートの統一	
実施内容 (実績)	人事評価による給与反映を見据え、人事評価制度をより効果的に運用するため、これまで係長級以下の職員で実施していた業績評価の評価方式（5段階の記号方式）を担当課長補佐級以上で実施している評価方式（点数方式）に統一した。	
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
		米子市の人事評価制度の改定状況を踏まえ、能力評価の評価項目を見直し、本組合の業務内容に沿った人事評価制度となるようマニュアルの改訂を検討したが、検討に時間を要し、令和5年度中に改訂することができなかった。
対応方針 (次年度)	令和6年度に改定予定の「鳥取県西部広域行政管理組合職員人材育成基本方針」に掲げる「各階層に求められる能力・姿勢」に基づいて能力評価を行うことで、人事評価制度を人材育成のツールとしてより効果的に活用できるよう、マニュアルを改訂（令和6年6月改訂済）し、適正に活用していく。	
備考	■ スケジュールの見直し（マニュアルの改訂を追加 R6） 令和5年度中の改訂に至らなかったため、改訂時期を見直す。	

取組の柱	柱3【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成 〔施策1〕 能力を最大限引き出すための人材育成	担当課				
		事務局総務課 消防局総務課				
取組項目	ワーク・ライフ・バランスの実現	新規				
目的理由背景	限られた人的資源の下で、多様化する行政ニーズに的確に応えるためには、職員の意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが重要である。これに対して、本組合では、「組合第2次特定事業主行動計画（計画期間：令和3年度～7年度）」を策定し、組織として目指すべき姿を明らかにしてきたところである。 今後は、計画の実施により、一層の職員の意識改革や資質の向上を目指す。					
内容進め方	第2次特定事業主行動計画（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、毎年度、ワーキンググループを設置し、職場の課題改善や取組を進めるとともに、ワーキンググループでの活動を通じて、これらの役割を中心的に担うことのできる職員の育成及び職員の意識改革を図る。					
指標 （到達目標）	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 （いつまでに何をどの程度にするのか）				
	①年次有給休暇の取得促進 ②女性消防吏員の採用推進	[令和7年度までに] ① 80%（R1：53.3%） ② 3%・9名（R1：1.7%・5名）				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	進捗管理	・進捗管理	・進捗管理	進捗管理	・総括 ・第3次計画の策定
主な実施項目のスケジュール	実績	R3 実行計画の策定	R4 実行計画の策定	R5 実行計画の策定		
	計画	→	→	→	→	
実行計画策定	実績	→	→	→		
	計画					→
第3次計画の策定	計画					
	実績					

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 令和5年度実行計画の策定及び実施	
実施内容 (実績)	1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組 R5.4～ 掲示板でのノー残業デーの周知 R5.4 年次有給休暇及び夏季休暇の計画的な取得促進について掲示板にて周知 R5.9～ WEB ラーニングによるハラスメント防止研修受講 R5.9 年次有給休暇及び夏季休暇の計画的な取得促進について掲示板にて再周知 R5.10 ハラスメント防止研修の開催 2 女性消防吏員の採用推進への取組 R5.7、8 就職説明会等で女性消防吏員に係るPRの実施 ・他機関合同の就職説明会、近隣高校等を訪問しての採用試験案内及び消防局主催の職場説明会を活用し、女性消防吏員の活躍状況の紹介を実施。 (R6.4.1 女性消防吏員1名採用)	
担当課 自己評価		評価の理由及び課題
		年次有給休暇の取得率は前年よりわずかに向上したが、目標数値には届かなかった。 ① 令和5年の年次有給休暇取得率 56.4% (目標値：80%) (R4：49.9%) ② 令和5年度女性消防吏員の割合 2.7%・8名 (目標値：3% 9名) (R4：2.1%・6名)
対応方針 (次年度)	令和6年度実行計画を策定し、継続的に取組の趣旨を職員に周知する。年次有給休暇取得率向上のため、有給休暇取得計画表を活用した取得促進について適宜掲示板で周知するとともに、各職場において取得目標日数を設定するなど、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気醸成する。 また、育児や介護に係る休暇制度等の周知を図り、休暇制度の正しい知識と理解ある職場づくりに努める。	
備考		

取組の柱	柱3【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成 〔施策2〕 職員倫理、コンプライアンスの強化	担当課				
		事務局総務課				
取組項目	住民から信頼される組織・職員づくり (職員行動指針(事務局)の着実な進捗管理)	新規				
目的 理由 背景	誠実かつ公正な職務の遂行のため、公務員としての資質を向上し、住民ニーズ等に対して迅速かつ的確に対応できる組織づくり及び職員の育成が必要である。					
内容 進め方	令和3年度に策定した「職員の意識改革のための行動指針」に掲げる目標を基に、ワーキンググループにより各年度実行計画を策定し、取組を促進する。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
	①コンプライアンス研修の開催 ②業務改善 ③新たな勉強会・研修会の開催	〔毎年度〕 ①1回 ②事務局全体で30業務の改善 ③事務局全体で4回以上				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	行動指針策定	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理
主な実施項目の スケジュール	実績	行動指針の策定	・実行計画の策定 ・計画の実施	・実行計画の策定 ・計画の実施		
	ワーキンググループによる実行計画策定	計画	→	→	→	→
進捗管理	実績	→	→	→		
	計画	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→		

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 「令和5年度実行計画（考動計画）」の策定及び計画の実施	
実施内容 （実績）	R5.5 コンプライアンス研修の開催 R5.8 令和5年度行動指針実行計画（考動計画）の策定 R5.9～ WEBラーニングによる「公務員倫理」、「コンプライアンス」「ハラスメント防止」研修の受講 R5.10 メンタルヘルス研修（管理監督者向け）の開催	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題 業務改善数及び勉強会・研修会の開催について、各所属における取組を十分に行うことができず、指標に掲げた目標値を達成できなかった。 ①コンプライアンス研修の開催 2回（目標：1回） ②業務改善 14業務（目標：30業務） ③新たな勉強会・研修会の開催 0回（目標：4回以上）
対応方針 （次年度）	WEBラーニングによる「公務員倫理」、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」、「ハラスメント防止」研修の受講を推進する。 また、各所属に取組推進員を選任することにより、業務改善等の取組の推進及び進捗管理を行うとともに、新たな勉強会・研修会については、内部アンケートを実施し、重要性・要望が多い研修を実施する。	
備考		

取組の柱	柱3【人材】新たな課題に挑戦できる職員の育成 [施策2] 職員倫理、コンプライアンスの強化	担当課				
		事務局施設管理課				
取組項目	職員一人ひとりの環境意識の向上	新規				
目的理由背景	本組合では、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けて、平成12年度に「省エネ・地球温暖化対策実行計画」を策定して以降、取組を進めてきたところである。平成27年度の灰溶融処理施設の稼働停止により、国の目標である平成25年度比で46%削減をすでに達成している状況であるが、本施策の趣旨を鑑み、今後は、組織的な取組のみならず、職員の一人ひとりの取組も更に深めていく必要がある。					
内容進め方	「組合省エネ・地球温暖化対策実行計画」(計画期間：令和2年度～令和6年度)を基に取組を進めることを通じて、職員一人ひとりの環境意識の向上等を図る。					
指標 (到達目標)	目標の達成度を測る指標	計画期間内の目標数値 (いつまでに何をどの程度にするのか)				
		[令和6年度までに]				
	① 温室効果ガス排出量 ② 職員の取組の認知度	① 5%以上削減(令和元年度比) ② 100%				
年度目標の進行管理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	目標	・進捗報告 ・取組に関する情報収集	・進捗報告 ・取組に関する情報収集	・進捗報告 ・取組に関する情報収集 ・中間見直し	・取組の総括 ・次期計画の策定	
主な実施項目のスケジュール	実績	・進捗報告 ・取組に関する情報収集	・進捗管理 ・取組に関する情報収集	・取組に関する情報収集 ・進捗報告		
	取組の周知	計画	→	→	→	→
進捗管理・分析	実績	→	→			
	計画		→	→	→	→
	実績	→	→	→		

令和5年度（第三年次）		
実施結果	■ 削減目標値の達成状況の確認 各施設におけるエネルギー使用量の集計結果をもとに、温室効果ガス排出量等の削減目標値（目標年度：令和6年度）に対する達成状況を確認した。	
実施内容 (実績)	R5.4 各施設からの月次報告をもとに使用量の集計・分析 R5.11 令和4年度実績の取りまとめにより、削減目標の達成状況を確認 ※達成状況 R4 温室効果ガス排出量：2,242 トン（目標値 R6：2,797 トン以下） R5.12 環境省の「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に基づき、実績値等を環境省へ報告	
担当課 自己評価	△	評価の理由及び課題 各施設における使用量の集計・分析、温室効果ガス排出量等の令和4年度実績の取りまとめに時間を要し、削減目標の達成状況の確認にとどまり、省エネ・地球温暖化対策実行計画推進委員会の実施を踏まえた全職員への周知に至らず、本取組に対する認知度の向上に繋がらなかった。
対応方針 (次年度)	- 現在の省エネ・温暖化対策防止実行計画（策定期間：令和2年度～令和6年度）の取組を総括し、令和5年度を基準年度とする新たな実行計画を策定する。 - 庁内 LAN 掲示板を活用した本取組への周知等を行った上で、アンケート調査等により認知度を確認する。	
備考	- 実行計画の中間見直しについて 令和4年度も引き続き社会情勢等の要因により、電力会社との電気需給契約における長期契約が困難な状況であり、本組合の温室効果ガス排出量の大半を占める電力由来の温室効果ガス排出量が見通せない状況であることから、削減目標値等の算出が困難なため、実行計画の中間見直しは見送った。 - 新たな実行計画の策定について 新たな実行計画の策定に当たっては、廃止した施設の使用量を実績値（基礎数値）から除いたうえで達成状況を確認する等、適切な数値管理が行えるよう検討を加える。	

